

特別受益の計算

1 特別受益がある場合の相続分の算定方法

共同相続人中に特別受益者がいる場合は、次の方法で具体的相続分を算定します。

- ① (相続開始時の相続財産価額) + (贈与価額) = みなし相続財産額
- ② ① × (法定または指定の相続分率) = 本来の相続分
- ③ ② - (贈与または遺贈価額) = 具体的相続分

(1) 超過特別受益者がいない場合

(事例1)

被相続人(夫) = 遺産(現金8,000万円)
相続人は、妻・長男・長女・二男・二女の5人

妻 = 贈与・遺贈なし
長男 = 生前贈与(800万円)・・・持戻し免除なし
長女 = 婚姻支度金(400万円)・・・持戻し免除なし
二男 = (遺贈 600万円)
二女 = 贈与・遺贈なし

(計算式)

- ① みなし相続財産 = 8,000万 + 800万 + 400万 = 9,200万円
- ② 具体的相続分の算出
妻 : $9,200万 \times 1/2 = 4,600万円$
長男 : $9,200万 \times 1/2 \times 1/4 - 800万 = 350万円$
長女 : $9,200万 \times 1/2 \times 1/4 - 400万 = 750万円$
二男 : $9,200万 \times 1/2 \times 1/4 - 600万 = 550万円$
二女 : $9,200万 \times 1/2 \times 1/4 - 0 = 1,150万円$
合計 7,400万円

(2) 超過特別受益者がいる場合(民法第903条2項)

< 超過特別受益者がいる場合の算出方法は、判例が別れています。 >

- ① 超過特別受益者は存在しないものとみなし、他の相続人で改めて具体的相続分を算出するもの。
- ② 超過特別受益は、それ以外の相続人が各自の相続分額率に応じて負担するというもの。

(事例2)

被相続人(夫) 遺産(現金 6,000万円)
相続人は、次の3人

妻 = 贈与・遺贈なし
長男 = 生前贈与(1,800万円)・・・持戻し免除なし
二男 = 遺贈(1,200万円)

<計算式>

- ① みなし相続財産 = 6,000万 + 1,800万 = 7,800万円
- ② 具体的相続分の算出
妻 : $7,800万 \times 1/2 = 3,900万円$
長男 : $7,800万 \times 1/6 - 1,800万 = \Delta 500万円 \dots$ 超過特別受益者
長女 : $7,800万 \times 1/6 - 0 = 1,300万円$
二男 : $7,800万 \times 1/6 - 1,200万 = 100万円$
計 5,300万円

この場合、5,300万 + 1,200万 = 6,500万円と、具体的相続分が遺産を500万円超過する。

2. 超過特別受益者がいる場合の判例

(A) 岡山家裁審判、昭和55年8月30日(家裁月報33巻8号80頁)

<判例の要旨>

超過特別受益者がある場合の具体的相続分の算定は、「超過特別受益者不存在擬制説」つまり超過特別受益者がいないものとして、共同相続人間で法定相続分に従い、取得額を按分算出する

<事例2のケース> 超過特別受益者不存在擬制説

<計算式>

$$\begin{aligned} &\cdot \text{長男} = 0 \cdots \cdots \cdots \text{超過特別受益者} \\ &\cdot \text{みなし財産} = 6000\text{万円} + 0 = 6000\text{万円} \\ &\cdot \text{妻} = 6000\text{万} \times 1/2 = 3000\text{万円} \\ &\cdot \text{長女} = 6000\text{万} \times 1/2 \times 1/2 - 0 = 1500\text{万円} \\ &\cdot \text{二男} = 6000\text{万} \times 1/2 \times 1/2 - 1200\text{万} = 300\text{万円} \\ &\hline &\text{合計} \quad 4800\text{万円} \end{aligned}$$

(B) 大阪家裁審判昭和51年2月16日(家裁月報28巻12号171頁)

<判例の要旨>

この超過特別受益は、超過特別受益者以外の者が各自の相続分額の割合に応じて負担すべきものと解すべきである。

<事例2のケース>

<計算式>

$$\begin{aligned} &\text{長男} = 0\text{円} \cdots \cdots \cdots \text{超過特別受益者} \\ &\text{妻} = (6,000\text{万} - 1,200\text{万}) \times \frac{3,900\text{万}}{3,900\text{万} + 1,300\text{万} + 100\text{万}} \doteq 3,532\text{万}0,755\text{円} \\ &\text{長女} = (6,000\text{万} - 1,200\text{万}) \times \frac{1,300\text{万}}{3,900\text{万} + 1,300\text{万} + 100\text{万}} \doteq 1,177\text{万}3,582\text{円} \\ &\text{二男} = (6,000\text{万} - 1,200\text{万}) \times \frac{100\text{万}}{3,900\text{万} + 1,300\text{万} + 100\text{万}} \doteq 90\text{万}5,660\text{円} \\ &\quad \uparrow \\ &\text{(遺贈1,200万円)} \end{aligned}$$

合計 4,800万円